

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 先使用期間の制限

登録又は指定の日前から農林水産物等に使用されていた特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等の使用期間の制限を行うこと。  
(第三条第二項第四号及び第三十条関係)

## 第二 広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制

広告等における特定農林水産物等に係る地理的表示の使用について規制の対象とすること。  
(第三条関係)

## 第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

## 第四 施行期日等

一 この法律は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行するものとする。  
(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第七条まで関係)